

「常陸大宮市議会基本条例(素案)」のパブリックコメント実施結果について

パブリックコメントの実施結果について、次のとおりお知らせします。
 貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

○パブリックコメントの実施状況

- ①意見の募集期間 平成25年4月25日(木)～平成25年5月20日(月)
- ②案の公表方法 ・市役所本庁4階議会事務局で閲覧 ・市ホームページにて公表
- ③意見の提出方法 直接持参、郵送、FAX、Eメール

○意見の提出状況

		提出件数 2件			
内 訳	直接持参	郵送	FAX	Eメール	
		1	0	1	0

○意見の内容と意見に対する常陸大宮市議会の考え方

【意見1】

陳情や請願等を市民が出し、委員会で審議するときに、提出者の意見を発言できる様にしてほしい。
 ・今は文書提出のみで、陳情や請願の意味が議員に正確に伝わっていないから。

【議会の考え方】

請願・陳情については、本条例(素案)第5条第4項に「請願及び陳情の審議においては、提案者の意見聴取を行う機会を設けること」を定めており、委員会において請願・陳情の趣旨を的確に把握することに努めてまいります。

【意見2】

(議員の活動原則) 第4条第3項中の「一部の団体及び地域の代表にとどまらず」の項目を削除する。

【議会の考え方】

議員は、市民全体の福祉の向上を目指す活動を行う事が前提でありますので、あえて、一部の団体及び地域の代表にとどまらないことを明記し活動の原則といたします。

【意見3】

(議会報告会) 第6条は努力規定とする。

【議会の考え方】

議会報告会は、市民への議会活動の報告と意見交換を行うことで、市民の意見、要望を直接聞ける貴重な機会であるため、努力規定ではなく「開催する」として、議会の決意を表しています。

【意見4】

(議会事務局の体制整備) 第14条第2項中の「必要な予算の確保」を削除する。
 ・円滑な議会運営のために、予算の確保と銘うつと誤解を生じかねない。

【議会の考え方】

貴重なご意見として参考にさせていただき、議会活性化特別委員会の中で協議してまいります。

【意見5】

(議員定数及び議員報酬) 第17条第2項 は削除する。
 ・議員の定数は議会定数検討委員会が実情を考えて決定するし、議員報酬は報酬審議会が適切に判断するもので議員自らがいろいろと参酌することは適切ではない。

【議会の考え方】

貴重なご意見として参考にさせていただき、議会活性化特別委員会の中で協議してまいります。

【意見6】

(最高規範性) 第18条の全文削除また、前文の後段「ここに議会の最高規範である」も削除する。
 ・この条例(素案)は議会の基本条例であって、議会および議員が守るべき基準であって最低であるべきものである。したがって最高の規範と銘うつ必要性はないものである。

【議会の考え方】

貴重なご意見として参考にさせていただき、議会活性化特別委員会の中で協議してまいります。

問 議会事務局庶務・議事G ☎52-1111 内線413 FAX52-2186